

# 電波監理審議会（第914回）議事要旨（案）

## 1 日 時

平成19年2月7日（水） 13：00～14：48

## 2 場 所

総務省会議室（10階1002会議室）

## 3 出席者（敬称略）

### (1) 電波監理審議会委員

羽鳥 光俊（会長）、井口 武雄（会長代理）、濱田 純一、小舘 香椎子、浮川 初子

### (2) 電波監理審議会審理官

西本 修一

### (3) 幹事

三井 一幸（総合通信基盤局総務課課長補佐）

### (4) 総務省

森総合通信基盤局長 河内電波部長、鈴木情報通信政策局長 他

## 4 議 事 模 様

### (1) 無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の各一部を改正する省令案並びに周波数割当計画の一部変更案について

（18.12.13諮問第35号及び第36号）

タイヤ空気圧モニター及びキーレスエントリーシステムの導入に係る標記省令案並びに周波数割当計画の一部変更案について、意見の聴取の手續を主宰した審理官から提出された意見書（参照：第420回電波監理審議会意見の聴取意見書）及び調書に基づき審議した結果、適当であると認め、答申した。

### (2) 電波法施行規則、無線局免許手続規則及び無線従事者規則の一部を改正する省令案について

（諮問第3号）

無線局の免許申請の審査上及び無線局の運用・監督上必要不可欠な規定以外の規定の見直し並びに申請書、免許証及び船舶局無線従事者証明書の様式の見直しに係る電波法施行規則、無線局免許手続規則及び無線従事者規則の各一部を改正する省令案について、次のとおり総

務省の説明及び質疑応答があった。

なお、本件については、電波法第99条の12第1項により意見の聴取が義務付けられており、意見の聴取の手続を主宰する審理官として西本修一を指名した。

#### ア 総務省の説明

総務省では、平成15年7月に各府省情報化総括責任者会議において決定された「電子政府構築計画」を受け、「電波監理業務及び電子通信行政関連業務における業務・システム最適化計画」を策定している。この最適化計画では、申請手続等の簡素・迅速化をはじめ、申請者の利便性の向上、負担の軽減等を図るため、業務とシステムの両面から計画的に見直しを行うこととしており、今回はこの最適化計画に基づき関係規定の見直しを行うものである。

電波法施行規則の改正については、まず、外国人が開設するアマチュア局について、我が国で実際に運用できる期間を有効期間とすべきとの考え方から、日本での在留期間に応じて最大5年までとすることとしている。

第2に、船上通信局及び無線航行移動局の新規免許の有効期間の満了日については、現在、これらの無線局の再免許申請の処理は、5年間に1回だけ一斉に行うこととしているため、免許の有効期間がかなり短くなる場合があるところを、今回の改正で再免許申請処理を毎年一定の日に行うこととすることにより、無線局をいつ開設しても4年以上の免許の有効期間を確保できるようにする。

第3に、地方公共団体が開設する防災行政用の携帯局の通信の相手方の特例についてである。電波法第52条の規定により、無線局は免許状に記載された目的や通信の相手方の範囲を超えて運用をすることができないが、例外として、遭難通信、非常通信等を行う場合のほか、総務省令で定める通信を行う場合はこの限りではないとされている。携帯局は地上だけでなく、海や空でも運用できる無線局であり、陸上だけを移動範囲とする陸上移動局や基地局などは別に管理しているが、災害時には機動性のある通信手段を確保する必要があることから、現在の携帯局と携帯基地局等との間で行われる通信のほか、陸上移動業務の局との通信も可能となるよう規定に盛り込む。

第4に、定期検査を行わない無線局についてである。定期検査は、無線設備等が免許された状態を維持し、免許人の業務遂行上、必要な通信が可能か否かを確認するためのものであるが、5kW未満の技術基準適合表示無線設備のみを使用する船舶レーダーについては、無線従事者の資格が不要であり、無線業務日誌、法令集などの業務書類の備付けも大幅に簡略できる無線局であることから、定期検査の検査項目も少ないのが実態である。近年は、適合表示無線設備を使用する小規模な無線局は定期検査を行わないこととしているものが多数あり、今回は、船舶に任意に設置されているレーダーを対象とするため、定

期検査を行わないこととしても特に問題が生ずることはないと考えている。また、地上デジタル放送の中継局についても、現在、地上アナログ放送の0.1W以下の中継局は定期検査を行わないこととしていることを踏まえ、0.05W以下の地上デジタル放送の中継局についても、定期検査を行わないこととする。

第5に、許可を要しない工事設計の変更についてである。適合表示無線設備は、あらかじめ電波法第3章の技術基準に合致していることの証明を受けた設備であるため、現在使用している無線設備が適合表示無線設備であるか否かを問わず、その無線設備を適合表示無線設備に変更するときは許可を要しないこととしても、電波監理上問題がないものである。

次に、無線局免許手続規則の改正内容である。陸上移動局や携帯局等の再免許申請書に添付する無線局事項書及び工事設計書については、工事設計の部分の記載を省略できることとなっていることから、申請者は無線局事項書の部分のみに免許番号や識別信号等を記載している。これら無線局事項書に記載すべき事項は再免許申請書そのものに記載することとしても再免許の審査上は問題がないため、これらの事項を記載できるよう再免許申請書の様式を新たに定めるとともに、無線局事項書及び工事設計書の添付を要しないこととする。

また、再免許申請における記載事項の省略については、現在、再免許申請書に添付する無線局事項書にその無線局の最初の免許の年月日を記載することとしているが、再免許の審査においてはこれを省略しても特段の問題はないため、記載を要しないこととする。

最後に、無線従事者規則の改正については、まず、無線従事者免許申請書の様式を、現在の横長の特殊なサイズから汎用性のあるA4判に改め、申請者自らがWebからダウンロードできるようにして、利便性の向上を図る。様式をA4判に改めることにより、免許の事務処理の効率性も向上する。

第2に、海上無線通信士などのITUの無線通信規則(RR)に定められている資格の免許証の様式の見直しについては、RR上の資格の免許証には英文も表記する必要があるが、事務処理の効率性を高めるため、英文表記を機械で処理できるよう免許証の様式を定めるものである。

第3に、船舶局無線従事者証明書の様式の見直しについては、再訓練の履行の記載について改善しようとするものである。

## イ 主な質疑応答

- ・ 外国性の排除について、どのような無線局に外国性の排除があるのか、との質問に対し、総務省から、一般に、日本の無線局については3分の1以上、放送局については5分の1以上の場合と言う条件を設定した上で、特殊な無線局については外国性の排除を

している。一方で、電気通信業務用の無線局やアマチュア無線局、在外公館の無線局といったものは外国性の排除を行っていない、との回答があった。

**(3) 電波法施行規則、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の各一部を改正する省令案について**

**(諮問第4号)**

本件は、諮問第5号と関連する事案であったため、諮問第5号と一括して総務省の説明があった。

**(4) 周波数割当計画の一部変更案について**

**(諮問第5号)**

本件は、諮問第4号と関連する事案であったため、諮問第4号と一括して総務省の説明があった。

なお、諮問第4号については、電波法第99条の12第1項により意見の聴取が義務付けられており、また、諮問第5号については、諮問第4号と一括して意見の聴取を行うことが適当であると認められたため、電波法第99条の12第2項により、一括して意見の聴取を行うこととし、その意見の聴取の手續を主宰する審理官として西本修一を指名した。

○ 総務省の説明

本件は、高速無線LAN及び体内植込型の医療用遠隔計測システムの導入に伴い、関係規定の整備を行うものである。

無線LANは、もともとは屋内でのインターネット利用環境をワイヤレスにするところから始まり、公衆無線スポットという形で屋外利用する形態が広がってきている。また、最近の傾向として、デジタル・ディバイド対策として、無線LANを地域のブロードバンド整備のために活用しようという取組が増えてきている。それから、いわゆる情報家電同士のホームネットワークとしての利用も期待されている。

このような無線LANの利用シーンの拡大と高速化へのニーズに対応して、今般、伝送速度が100Mbps以上である高速無線LANを導入するための関連規定の整備を行うものである。

今回の省令案のポイントは2つあり、1つ目は、現在のチャンネルの2倍の帯域幅を持つ40MHz幅のチャンネルを導入するためのチャンネル配置を決めること、2つ目は、現在無線LANが暫定的に使用している周波数帯を除き、すべての周波数帯で高速無線LANが使用できるようにすることである。

具体的な技術的条件の中身としては、新たに40MHz幅のチャンネルを導入することに伴い、変調方式、最大空中線電力、最大e.i.r.pなどの事項について、新たに許容値等を

規定するものであり、電波法施行規則では今回新たに導入される40MHz幅のチャンネルの配置の中心周波数を規定する。

次に、無線設備規則では、同じく40MHz幅のチャンネルの導入に伴い、40MHz幅のチャンネルを使用する無線LANの技術基準を規定する。

第3に、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の改正では、今回の高速無線LANの技術基準に適合する無線LANについても、技術基準適合証明等の対象に追加しようとするものである。

最後に、高速無線LANの導入に係る周波数割当計画の変更については、今回導入する40MHz幅のシステムを、4,900～5,000MHz、5,150～5,350MHz、5,470～5,725MHzの各周波数帯に導入可能となるよう、周波数表に追加するとともに、これまで屋内でのみ使用可能であった5.3GHz帯や、屋内及び航空機内でのみ使用可能であった5.2GHz帯について、航空機のほか、船舶や車両においても無線LANを使用できるよう、周波数の電波の使用に関する条件を変更するものである。

体内植込型の医療用遠隔計測システムの導入については、免許不要の特定小電力無線局として平成17年8月に制度化された体内植込型医療用データ伝送システムに関して、新たな利用ニーズに対応する観点から、無線設備規則の改正を行うものである。

既に導入されている体内植込型医療用データ伝送システムは、医者が操作する体外の無線制御設備と、患者の体内に埋め込まれた体内無線設備で構成され、医者が心臓ペースメーカー等の動作状況を確認したい場合に、医者の操作に基づき体外の無線制御設備からの信号により、体内無線設備が電波を発射して情報を送る仕組みとなっている。

しかしながら、定期的に電気通信回線を通じて患者の状態を病院側へ送る医療ニーズが高まってきており、欧米等でも制度化が進みつつある状況である。こうしたシステムの実現に当たっては、体内無線設備が自律的に電波を発射することが必要になってくる。このため、特定小電力無線局の技術基準を規定している無線設備規則第49条の14を改正し、体外無線設備の制御により電波を発射することを要しないという新たな規定を追加するものである。

また、周波数割当計画において、双方向にデータをやりとりするデータ伝送用として利用可能としていた402～405MHz帯の一部を、体外無線制御設備からの制御なしで体内無線設備から信号を送信する遠隔計測用として利用可能とするため、無線局の目的に体内植込型医療用遠隔計測用として周波数を追加するものである。

本システムの実用化により、患者の状態を遠隔で計測可能となり、患者の安心感の醸成と医療の進歩に大きく寄与すると期待されるものである。

## (5) 無線設備規則の一部を改正する省令案について

(諮問第6号)

地上デジタルテレビジョン放送の中継局の技術基準の整備に伴う無線設備規則の一部を改正する省令案について、次のとおり総務省の説明及び質疑応答があった。

なお、本件については、電波法第99条の12第1項により意見の聴取が義務付けられており、意見の聴取の手続を主宰する審理官として西本修一を指名した。

### ア 総務省の説明

省令改正の背景として、これまで地上デジタルテレビジョン放送の放送局の技術基準は親局を想定した1つの技術基準のみであり、中継局にも同様の基準が適用される規定となっていた。ただし、地上デジタルテレビジョン放送は、中継局ロードマップの公表等に基づき、平成19年度以降中継局の整備が本格化される。その迅速な整備に資するために中継局の規模等に応じた技術基準の策定が求められているものであり、今般中継局の技術基準の規定の整備を行うものである。

局の分類については、上位局にぶら下がる局が中継局ということである。また、中継局の中でも、閉鎖的かつ狭小な区域を対象とし、0.05Wの極微小電力で送信する局を極微小電力局と位置付け、それぞれに最適な技術基準を定めたものである。

今回の無線設備の規定については、親局については周波数許容偏差が500Hz、空中線電力+10%/−20%で変更はない。0.5W超の中継局では3kHz、0.05W超〜0.5W以下の中継局では10kHzの周波数許容偏差とする。これは中継局の段数の差によって数が多くなるので許容偏差を大きくしているものであり、考え方は従来のアナログ放送と同じである。

また、同じ周波数の電波を使って同じ番組を送信する中継局(SFN(Single Frequency Network))にあっては、局間相互の相対偏差を10Hz以内にとすると規定する。

また、空中線電力許容偏差を+20%/−20%とした部分については、デジタル放送ではチャンネルを隣接して使用可能であり、アンプを共用できることから、複数周波数の同時増幅を行うことが考えられる。このような場合に対応するため、従来の+10%/−20%に加えて+20%/−20%にする規定を加えている。

また、周波数の帯域の外に出る電波をどれだけ抑圧するか、というスペクトルマスクの規定があるが、特に0.025W超〜0.25W未満の局や、0.025W以下の極微小電力局については、元の電力が小さいため、抑圧する量もそれに応じて少なくて良いということから、0.025W超〜0.25W未満の局については40dBマスクと30dBマスクの中間に、0.025W以下の局については30dBマスクにそれぞれ対応するものを使用する。

## イ 主な質疑応答

- ・ 許容偏差とスペクトルマスクとで、基準となる放送局の電力の数値がずれているのは何故か、との質問に対し、総務省から、周波数許容偏差及び空中線電力許容偏差については、これまでデジタル放送での区切りがなかったため、アナログ放送から電力のレベルを類推して0.5W、10dB刻みとした。一方で、スペクトルマスクについては、デジタル放送の基準を作ったときに既に2.5W刻みで作っていたことから、その刻みにならって微細な部分を作成したものである、との回答があった。

## (6) 日本放送協会平成19年度収支予算等に付する総務大臣の意見について

(諮問第7号)

日本放送協会平成18年度収支予算等に付する総務大臣の意見について、次のとおり総務省の説明及び質疑応答があり、審議の結果、適当である旨答申した。

### ア 総務省の説明

まず、NHKを取り巻く受信料不払いについては、2年半前に番組問題の不祥事が起き、2年前から毎月のように支払拒否が増える状況が続いていたが、最近になり新たな支払拒否はゼロに近づいてきている。しかし、支払の再開数については、少しずつしか回復していない状況である。平成18年4月に追加の不祥事があったためまた数字が落ち込み、10月くらいに、また2ヶ月に9万件程度で再開している状況である。

契約しているが支払を保留している方は、一時期130万件を超えるまでに至ったが、最近では100万件を切るレベルまで回復しつつある。しかしながら、1000万件の未契約件数が厳然として残っていることから、全体としてみると厳しい状況は変わっていないという前提である。

今回の収支予算等のポイントとしては、受信料収入は少しずつ回復の兆しはあるということで、受信料収入は3年ぶりに増加に転じている。したがって、収入ベースでは前年度予算よりも受信料収入が190億円増加している。コストの削減努力も続けることにより、最終的な事業収支差金はプラス41億円となっている。しかしながら、債務償還に全額充当するため、結果としては収支均衡の形で予算が組まれている。

受信料については、17年連続の据置きという形で予算の中に組み込まれている。そして、受信料体系を見直す中で、特に白黒とカラーが今まで別契約となっていたところを一本化する方向での変更プランがNHKから出ているところである。

NHKの予算の重点予算配分項目及び経費削減項目については、緊縮予算が番組の質の低下につながらないように、特に国内放送の番組充実に重点的に取り組んでいく方針が示されている。また、地上デジタル放送の中継局の整備が本格化してくることから、これにつ

いては、計画通りに満額予算を計上している。

一方、経費削減については、要員体制は3年で1割を削減するという当初の方針に基づき、平成19年度中には約400人の削減を見込んでいる。その他、コスト削減には努力をしていく形になっている。ただし、6000億円の収入を稼ぐために760億円のコストをかけている、経費率にして12.4%はいかにも高い状況にある。

この予算を踏まえて、予算に付する総務大臣の意見として、NHK自身、努力によって収支均衡を維持する予算を組んでおり、赤字予算になっていない点は評価したいが、なお、不祥事発覚前の水準を大きく下回っている収入状況にある点を踏まえ、結論としては、やむを得ないという昨年、一昨年と同様の結論となっている。

また、3割近くが以前として不払いであることは、受信料の公平負担の点からなお改善されるべき点があると受け止めている。

NHKの改革努力については、国民・視聴者の信頼回復に努めることを基本とすべきという考え方を延べている。

各論として、以下の8項目の配意すべき事項をつけている。項目数は昨年同様であるが、一部見直しを行っている。

- 1 経営委員会が引き続き指導的役割をしっかりと果たすこと。
- 2 受信実態を勘案した事業所向けの公平で合理的な受信料体系を確立し、受信料体系の抜本の見直しに取り組むこと。また、国民・視聴者からの信頼回復、あるいはNHK自身の経営努力により増収等が見込まれる場合には、真に必要な経費を見極めつつも、将来の受信料の減額を検討すること。
- 3 契約収納関係費が依然として760億円もの高い水準にある点については、政府の市場化テストといったものに準じて、可能な限りの外部委託など、業務のスリム化、抜本的な見直しを検討して経費削減の具体的目標を設定すること。また、子会社等についても整理・統合計画を速やかに作成して公表すること。
- 4 国際放送の世界において、ラジオ国際放送の見直しの計画もあることから、視聴実態に十分配慮した運用を心がけること。また、新しい外国人向けの映像の国際放送の在り方についても、NHKの立場から検討を加えること。
- 5 いわゆるNHKアーカイブスといった過去の優良な映像資産の積極的な利活用を図ること。
- 6 情報公開を一層積極的に進めること。
- 7 地上デジタル放送を含め、放送のデジタル化の先導的役割を引き続きしっかりと果たすこと。
- 8 放送番組に寄せられた国民・視聴者からの意見・要望に真しに耳を傾け、その要望



を反映できる仕組み作りに引き続き努めること。

#### イ 主な質疑応答

- ・ 年間計画を企業体として作る場合には財務内容が重要な意味合いを持つが、NHKは賃借対照表は作成しているのか、との質問に対し、総務省から、決算時においては決裁を取りまとめる際に賃借対照表も付けて公表しているが、予算時においてはそのような資料作成はしていない、との回答があった。
- ・ 「事業所向けの受信料体系の抜本的な見直し」ということが出てきた背景は何か、との質問に対し、総務省から、NHKの受信料は、個人の世帯単位のもの、と、事業所の各部屋ごとという大きく2つの分類になっている。個人の世帯単位の場合は、1世帯で複数台所有していても1契約でありそれほど問題ではないが、事業所の場合は、それぞれの視聴実態がそれぞれの業種によって異なる。現在のNHKの受信料体系は、各事業所については部屋ごとに1契約ということしか定めがないため、支払の実態の格差もある。諸外国では、事業所については、多数の契約がある場合に合理的な割引制度を導入している国もあると理解している。大きな事業所で多数の契約を結ぶ場合の、本当に公平で合理的な料金体系はどうあるべきかNHK自身も考えなければいけないという問題意識を持っており、皆が納得感を得られるような体系を作っていただく必要がある、との回答があった。
- ・ 前の質問に関連して、受信料体系の抜本的な見直しによってどの程度増収というような方向に行けるのか、との質問に対し、総務省から、具体的にどの程度の増収効果があるかは、NHK自身が基本的な考え方を取りまとめて行きたいと表明しており、具体的な割引の仕組みそのものによっては、減収していく部分や公平負担を確保して増収が図れる部分をトータルでシミュレーションしていかなければならない話になる、との回答があった。
- ・ 契約収納関係経費の関係で、外部委託の業務などにどの程度の経費がかかっているのか、との質問に対し、総務省から、現在、6000億円近くの受信料を集めるために約760億円のコストがかかっている。その中にはNHK本体の営業部門のコストも含まれているが、日本全国に約5600人いる請負契約をお願いする地域スタッフの請負のコストが大きなウエートを占めている。また、4000万件近くの受信者のデータベースシステムの管理のコストや、郵便局やCATVなど地域スタッフ以外にも契約の取り次ぎを委託することがあり、コストを積み上げると、現在の大変高いコストになっている、との回答があった。
- ・ 前の質問に関連して、外部委託をすることでコストが減ることになるのか、との質問に対し、総務省から、例えばイギリスの場合には、BBCキャピタルという特定の会社

に一括して契約収納関係業務をアウトソーシングしている例がある。NHKの場合は、個別に請負契約を結んではいるが、研修やマネジメントはNHK本体が行っている。そのトータルコストよりも低いコストで同じ実績を上げられる民間が手を挙げるのであれば、トライアルをした上で民間に任せればよい。現状のままでは、委託先を広げるばかりでコストが増えることがあっても、全く減る見通しが得られないことになりかねないと思っている、との回答があった。

- ・ 前の質問に関連して、コストを減らすために外部業務委託を行うことは、わりあい考えられる選択だと思うが、今までNHKが行ってこなかったことに何か理由はあるのか、との質問に対し、総務省から、いろいろな人に個別の委託をお願いすることはあっても、スタッフの研修などは責任領域として心配なので手放したくないところがあって、その積み重ねが今の760億円になってしまっているのではないか。責任もひっくるめて思い切ったアウトソーシングをする発想になかなか頭が切り替わっていないこともあったのではないか、との回答があった。
- ・ 契約収納の関係は、どれだけ国民に契約を義務付けるかという点と兼ね合いがあると思っている。義務だと思えば国民は自動的に払うわけで、銀行振込や引き落としのようなものになるから、そこをもう少し検討してから外注化に費用を使っていくようにしないと、既得権益になりかねないのではないか、との質問に対し、総務省から、NHKも現在の集金体制を見直していく必要があるし、また、できるだけ口座引き落としに誘導していく、1つ1つ集金する非効率的な体制を改めていくこととトータルで見直さなければ、有意な結論はなかなか導けないと思っている、との回答があった。

## (7) その他

「通信・放送の総合的な法体系に関する研究会」第1次報告書及び日本放送協会平成17年業務報告書に付する総務大臣の意見の2点について、総務省から報告があった。

(文責：電波監理審議会事務局)